

次世代育成支援対策推進法 及び 女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人清慈会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 内容

目標 ①

育児休業取得率 100%を目指し、育児・介護休業法に基づく育児・介護休業や、雇用保険法に基づく育児・介護休業給付金等について、年に1回以上、職員へ周知する

《取組内容》

令和8年4月～

- (1) 育児・介護休業制度に必要な資料を整備し周知（資料配布等）を行う
- (2) 育児・介護中の職員より申し出があった場合には、職員間の連携を図り、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを目指す。

目標 ②

労働者の月平均残業時間を前年度比5%以上削減する

《取組内容》

令和8年4月～

- (1) 残業時間の定期的な把握と管理
- (2) 業務分担を見直し効率化を図る
- (2) 採用活動の強化による人員体制の改善